保護者　様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

東吾妻町教育委員会

インフルエンザにかかり出席停止となった園児、児童生徒が登（所・園・校）を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりましたが、学校等への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更するとの通知が群馬県からありました。本書類の扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

1. **受診時、医師に登（所・園・校）可能予定日を確認**
2. 速やかに学校等に報告

（３）「インフルエンザにおける療養報告書」に、**医師と確認した「発症日」を記録**

（４）**検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録**

（５）回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登（所・園・校）し、学校等に提出

［参考］インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

**「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」**

* 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
* 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

**出席停止期間のめやす表（幼児は点線までの期間）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発症後日数 | 0（発症日） | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8日目 |
| 例１ | 発症から1日目に解熱した場合 | 発熱 | **解熱** | 登（所・園・校）可能 |
| 例２ | 発症から2日目に解熱した場合 | 発熱 | **解熱** |
| 例３ | 発症から3日目に解熱した場合 | 発熱 | **解熱** |  |  |  |
| 例４ | 発症から4日目に解熱した場合 | 発熱 | **解熱** |  |
| 例５ | 発症から5日目に解熱した場合 | 発熱 | **解熱** |  |

※「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たし　　　た状態では登（所・園・校）再開とはなりません。登（所・園・校）再開には、両方の基準を満たす必要があります。

東吾妻町教育委員会　学校教育課
電話：０２７９－６８－２１１１

**※参考　学校から通知されます**

（様式１）

令和　　年　　月　　日

保護者　様

インフルエンザによる出席停止の通知書

○○○○○○所・園・校

所・園・校長　○○　○○

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登（所・園・校）にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校等へ提出をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

保護者が記入

○○○○　所・園・校長　様

インフルエンザにおける療養報告書

　（年）　　組　氏名

１　診断を受けた医療機関：

２　診断日：令和　　　年　　　月　　　日（診断型：Ａ型　　Ｂ型　　不明）

※いずれかに○をつけてください。

３　登（所・園・校）再開日：令和　　　年　　月　　日

（登（所・園・校）再開には下記の出席停止期間の基準１と２の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

|  |
| --- |
| 出席停止期間の基準 |
| １ | 発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。⇒　発症日：　　月　　日 |
| ２ | 解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。⇒　解熱した日：　　月　　日 |

上記のとおり相違ありません。

令和　　　年　　　月　　　日　　　　　　保護者氏名